

セーフティネット融資 小規模企業おうえん資金要綱

1 目的

この融資制度は、小規模企業者等への円滑な資金供給を図るため、無担保無保証人で事業資金を融通し、経営の継続・再生・発展を図ることを目的とする。

2 融資対象資金

- (1) 運転資金
- (2) 設備資金

3 融資対象

原則として、京都市内で継続して1年以上同一事業を営む小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）の場合は、5人以下））及び事業協同小組合、その事業に従事する組合員数が20人以下の企業組合又は常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合（以下「小規模組合」という。）等で、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となるもの。

4 融資条件

(1) ベース枠

- ア 融資限度額 2,000万円以内
（事業実績が6箇月以上1年未満の場合は、(2)のステップアップ枠との合計で500万円以内）
ただし、保証協会のすべての保証付融資残高（別枠を含む。）を含み、2,000万円とする。
- イ 融資利率 年1.2%（固定金利）
ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。
- ウ 融資期間 10年以内
ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。
- エ 返済方法 原則として元金均等月賦返済
ただし、必要により6箇月以内の据置期間を認める。
- オ 保証人・担保 保証協会の保証付
なお、保証協会に対しては無担保無保証人扱いとし、法人の代表者も連帯保証人として求めないこととする。
- カ その他 国の「小口零細企業保証制度」の対象制度とする。

(2) ステップアップ枠

- ア 融資限度額 2,000万円以内
(事業実績が6箇月以上1年未満の場合は、(1)のベース枠との合計で500万円以内)
ただし、保証協会の無担保保証8,000万円(普通保証)の範囲内とする。
- イ 融資利率 年1.7%(固定金利)
ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。
- ウ 融資期間 10年以内
ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。
- エ 返済方法 原則として元金均等月賦返済
ただし、必要により6箇月以内の据置期間を認める。
- オ 保証人・担保 保証協会の保証付
なお、保証協会に対しては無担保扱いとする。
保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、法人代表者(小規模組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は原則徴求しない。

5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 福邦銀行 池田泉州銀行
京都信用金庫 京都中央信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合
三菱UFJ銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫

6 融資の手続き

(1) 相談・受付

本制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関の本・支店とする。

ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、本制度の内容、申込資格、手続き等を説明する。

(2) 提出書類

融資の申込をしようとするものは、融資申込書(取扱金融機関所定)に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

- ア 信用保証委託申込書(保証協会所定)
- イ 試算表等
- ウ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し
- エ 市民税の納税証明書
- オ 必要に応じ登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、定款の写し
- カ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた書類

7 関係機関の事務処理

(1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、融資の申込を受け付けたときは、提出書類の内容を審査し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

(2) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた保証依頼について保証の可否を審査し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

(3) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

8 その他

(1) 本制度の利用にあたっては、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないことを要件とする。

(2) 京都市は、関係機関に対し、本制度の実施状況等についての調査・照会することができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。

(3) 本制度の実施について必要な事項は、別に定める。

(4) 本制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の小規模企業おうえん融資制度要綱に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。